

★日本学生支援機構の奨学金を借りていた学生の方へ★

# 在学猶予の手続きはお済みですか？

◎大学・短大・大学院・専修学校に在学中の方は、『在学猶予願』の提出により、返還期限が猶予されます（在学猶予と言います）。スカラネット・パーソナルから『在学猶予願』を提出してください。

＜スカラネット・パーソナルへのアクセス方法は2つ！＞

- ①日本学生支援機構のホームページ (<http://www.jasso.go.jp/>) にある、スカラネット・パーソナルのバナーをクリックする。
- ②スカラネット・パーソナルのアドレス (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) を直接入力する。

※スカラネット・パーソナルからの在学猶予願の提出に必要な学校番号と区分コードはこちら↓

学校番号：109005      区分コード：00

＜在学猶予に該当するのは＞

奨学金の貸与が終了（辞退・廃止も含む）した後、

1. 進学した場合
2. 引き続き学校に在学（留年中を含む）する場合

※聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等の場合、在学猶予の対象となりません。

◆在学猶予願を提出すると…

→届出のあった在学期間中は返還期限が猶予され、卒業後7ヶ月目から返還が開始となります。

※第二種奨学金の場合、在学猶予が適用されている期間中は利息が発生しません。

◆在学猶予願を提出しないと…

→在学中であっても貸与終了後7ヶ月目から返還が開始となります。



卒業する前には、返還説明会に出席する等により、  
返還に関する注意事項を確認してください。